

令和 4 年 第 3 回白石町農業委員会議事録 (閲覧用)

1. 開催日時 令和 4 年 3 月 7 日 (月) 午前 9 時 00 分～ 10 時 20 分
 2. 開催場所 福富ゆうあい館 多目的ホール
 3. 出席委員 (34 人)

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子委員
36 番 津田裕之 委員		
 4. 欠席委員 (3 人)

13 番 橋本重吉 委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員	37 番 片渕久司 委員
--------------	---------------	--------------
 5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (4) 農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について
 - (5) 令和 4 年白石町農用地利用集積計画 (3 号) の承認決定について
 - (6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 報告事項
- (1) 合意解約の報告
 - (2) あっせん申し出の取下げについて
- 業務連絡事項
- (1)令和 4 年 第 4 回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所 令和 4 年 4 月 5 日 (火) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
 - (2)その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 久原正好

課長補佐兼農地農政係長	西村博幸
農地農政係長	永石智子
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員

農業振興課	農政係長	石隈宏文
	農政係	渕上悦子

8. 会議の概要

事務局長 時間となりました。ただいまより、令和4年3月第3回白石町農業委員会総会を開会いたします。

木下副会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、13番 橋本重吉委員、35番 一ノ瀬美佐子委員、37番 片渕久司委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は37名中34名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

さて、佐賀県においては、3月6日までの蔓延防止等重点措置の期間でありましたが、町内においても、いまだ多数の感染者が発生しており、感染者も高止まりの様相でございます。

このような状況でありますので、先月に引き続き、議案等事務局の説明を可能な限り簡略化させていただきたく、ご承諾の方よろしく願いいたします。

また、先ほど木下副会長からもお話があったとおり、農業委員の皆様方におかれましても、今後とも感染予防の徹底についてご協力をよろしく願いいたします。

なお、先週の3月4日から町議会が開会となっております。3月16日までの会期という事で、本日も会議等あっておりますが、そちらのほうを欠席させていただいて、総会のほうに参加させていただいております。

本日の議案の中で、農業振興地域整備計画の変更をお諮りすることとしておりますが、担当の農業振興課が説明のため同席をいたしますので、よろしくお願い致します。

この後の議事進行につきましては、会長が欠席のため、農業委員会規定により副会長が務めます。

それではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、3番 外尾正則委員、4番 藤井啓二委員を指名いたします。これより審議に入ります。

= 議案番号第33号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第33号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第33号。権利の種類は所有権移転、売買です。申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、不動産競売による購入です。
入札額は〇〇円、10a 当りの対価は、〇〇円となります。
議案の位置図は、1 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人溝口氏は、米・麦・大豆・野菜類を、約 7.3ha の規模で営農されています。
今回の申請農地については、競売によるもので、競売の結果、最高価格で買受申
出人という形で落札決定をされたところでございます。そういう事で、所有権の移
転を申請されております。
ご本人は、江越区の農業の担い手の中心という形の中で、がんばっていただい
ておりますので、地域の農地の利用調整当につきましては、協力し耕作すると、併
せて農地の地域の利用調整についても協力することを約束されており、所有権移
転については問題ないと判断します。
ご審議かたよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 33 号に賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 33 号は申請どおり当委員
会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 34 号～議案第 35 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 34 号、35 号につきましては農地交換としての関連議案で
すので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 まず、議案番号第 34 号。権利の種類は所有権移転、交換です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、2 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 35 号。権利の種類は所有権移転、同じく交換です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、2 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、事務局長からの説明にもあったように、譲渡人、譲受人双方の要望による農地の交換であります。
世帯毎の営農状況につきましては、議案第 34 号の譲受人、〇〇氏は、米、麦、大豆を中心に約 1.6ha。
議案第 35 号の譲受人、〇〇氏は、米、麦、大豆、キュウリを中心に約 2.2ha を耕作されています。
両名とも、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 34 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 34 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 次に、議案番号第 35 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 35 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 36 号＝

議長 続きまして、議案番号第 36 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 36 号。権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、3 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これにつきましても地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米麦を中心に約 2.6ha の規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 36 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 36 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 37 号＝

議長 続きまして、議案番号第 37 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 37 号。権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人、譲受人の要望で、10a 当たりの単価は〇〇円です。
議案の位置図は、4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。
申請人は、現在 58a の農地を耕作されており、隣接農地で小ネギを作付されています。
譲受人は、以前から申請農地を小作されており、これまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 37 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 37 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 38 号 ＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 38 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 38 号。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これにつきましても地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として去る 2 月 22 日に、申請人○○氏立ち合いのもと、事務局と現地確認をいたしました。

今回の申請は、事務局から説明があったとおりでありますが、現在、2 棟の農機具倉庫がありますが、老朽化が非常に進んでおり、早急な立て直しが必要というような状況でございます。そのために、農業用機械を保管するための倉庫として新築するものです。新築にあたって、農地の一部が、建設予定地に掛かる部分と農地への進入路の部分が今回の宅地転用として申請するものです。

建設場所は、自宅横で、これまであったたまねぎ倉庫のところでありまして、また、反対側には、自己所有の農地であるために、これまで同様周辺農地に影響を及ぼすこともありませんので、問題はないと判断をいたしました。

今回の農業用倉庫の整備にあたって、区長、生産組合長からも同意を得られております。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 38 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 38 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 39 号 =

議長 続きまして、議案番号第 39 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 39 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これにつきましても地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用機械倉庫の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 39 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 39 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 40 号＝

議長 続きまして、議案番号第 40 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 40 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 引き続きをお願いします。

地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、飼料用作物のラップロール倉庫・置場の整備を目的とするもの
あります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていること
から、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、一部既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 40 号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 40 号は原案のとおり申請
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 41 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 41 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 41 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、〇〇番につきまして、農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

次に、〇〇番につきまして、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これにつきまして地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 21 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用資材倉庫、農業用資材置場、駐車場、宅地進入路を整備するものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

議案書の中で、地図の 11 ページ、〇〇さんの宅地が 11 ページでは、田んぼになっていると思いますが、宅地とは違うのですか。

〇〇番が、田となっていますが、宅地ではないですか。

議長 事務局に答弁をお願いします。

事務局 現地の図面が、田として残っているということでございます。県のほうの許可を

いただいて、農地として台帳から落としておりますけれども、ご本人様が登記をまだされていないと、転用完了証明も出して、登記をご本人様にさせていただく分がございますけれども、そちらのほうをされていないということで、この件につきましては、今回の申請にあたり、あわせて登記をしていただくようにご案内をさせていただきたいと思っておりますので、その分で、ご了承をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○番 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

○番 こうなる前に、早目に言っていたほうがましではないですか。こう見れば、誰でも分かる訳ですから。誰が見てもおかしいと、職員は思わなかったのですか。

事務局長 ○○委員がおっしゃるとおり、私達も図面を見て、これはおかしいと承知をしておりました。私達も数が多かったもので、すぐの適切な指導が、若干遅れたというところでですね、今後、こういった事案、発見した場合には、即座に指導なり、ご案内なり致したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○番 わかりました。

議長 ほかにないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 41 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 41 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 42 号＝

議長 続きまして、議案番号第 42 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 42 号。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、13 ページから 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 2 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、駐車場、家庭菜園の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。
ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 42 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 42 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 43 号 ＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 43 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 43 号。権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これにつきまして地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 3 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、資材置場、駐車場を目的とするものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 43 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 43 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 44 号＝

議長 続きまして、議案番号第 44 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 44 号。権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、17 ページから 18 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 3 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用機械倉庫、駐車場を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に一部無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 44 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 44 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 45 号＝

議長 続きまして、議案番号第 45 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 45 号。権利の種類は、所有権移転（売買）です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、19ページから20ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として2月21日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、宅地部分の拡張を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第45号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第45号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第46号 ～ 議案番号第64号＝

議長 続きまして、4.「農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

今日は、農業振興課から来ていただいておりますので、農政係長より説明をいたします。

農業振興課 農政係長

おはようございます。農業振興課農政係の〇〇と申します。よろしくお願いたします。

さて、本日は、先ほど、議長からもお話がありました農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について、ご審議をいただきたく議案を提出させていただきます。

これは、いわゆる「農振除外及び編入」に関わるもので、これらの制度につきましては、関係機関であります農業委員会からの意見聴取が必要ということが法により定められているところでございます。

今回の案件につきましては、農業振興計画整備計画に関する法律に基づいて、要件の確認を致したところでございます。また、県との事前相談を行ったうえで、提出をさせていただきます。それでは、議案の詳しい内容については、担当のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

農業振興課 農政係

おはようございます。農業振興課農政係の〇〇と申します。農業振興地域整備計画の担当をしております。

早速ですが、今回の除外案件が16件、編入が3件となっております。

議案の内容としては、議案番号46号。申請者は〇〇さん、変更理由は農家分家住宅、農業用機械倉庫、駐車場、庭として利用するためです。

議案番号47号、48号。申請者は〇〇さん、〇〇さん、変更理由は整形外科及び駐車場として利用するため、利用者は〇〇整形外科です。

議案番号49号。申請者は〇〇さん、変更理由は障がい者福祉施設駐車場として利用するため、利用者は社会福祉法人〇〇です。

議案番号50号。申請者は〇〇さん、変更理由は縫製業従業員駐車場、資材置場として利用するため、利用者は有限会社〇〇です。

議案番号51号。申請者は〇〇さん、変更理由は脳神経外科クリニックの駐車場及び隣接メディカルモール従業員駐車場として利用するため、利用者は株式会社〇〇です。

議案番号52号、53号。申請者は〇〇さん、〇〇さん、変更理由は障がい者福祉施設として利用するため、利用者は社会福祉法人〇〇で、グループホームなどの建設を予定されています。

議案番号54号。申請者は〇〇さん、変更理由は宅地進入路として利用するためです。

議案番号55号。申請者は〇〇さん、変更理由は造園用資材置場の拡張及び進入路です。

議案番号56号。申請者は〇〇さん、変更理由は農家住宅の一部、駐車場、庭として利用するためです。

議案番号57号。申請者は〇〇さん、変更理由は農家住宅の拡張のためです。

議案番号58号。申請者は〇〇さん、変更理由は農家分家住宅、農業用機械倉庫、

駐車場として利用するためです。

議案番号 59 号。申請者は〇〇さん、変更理由は農家住宅として利用するためです。

議案番号 60 号。申請者は〇〇さん、変更理由は電気工事事務所の拡張、住居の拡張、駐車場、一般倉庫として利用するためです。

議案番号 61 号。申請者は〇〇さん、変更理由は建築資材用倉庫及び置場、農業用機械倉庫、駐車場として利用するためとなっております。

農地転用するための農用地区域からの除外は、農用地区域内の土地確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼさないようにする観点から、次の 5 要件をすべて満たす場合に限り除外可能となっております。

5 要件としては、

1. 農地転用が必要かつ規模が適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であること。
2. 農用地区域内の農用地の集団化や農作業の効率化等、農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
3. 認定農業者等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
4. 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
5. 農業生産基盤整備事業の工事完了後 8 年を経過していること。

となっております。

以上の観点から考慮しまして、議案番号 46 号から議案番号 61 号までの農振除外 16 件は承認が相当と判断いたします。

また、議案番号 62 号から 64 号までの編入 3 件は白石町の農業振興計画上必要と考えられる農地であるため、承認が相当と判断いたします。詳細は別紙位置図詳細 21 ページから 66 ページをご覧ください。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。まず、除外の議案番号第 46 号から第 61 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。除外の議案番号第 46 号から第 61 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、除外の議案番号第 46 号から第 61 号は当委員会で承認することに決定いたします。

議長 次に、編入の議案番号第 62 号から第 64 号について、質疑ご意見ございましたら

らどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。

編入の3件につきまして、現況は、図面上で見させていただきますが、編入する効果というか、今まで編入されていなかった分が、今度、編入することによって効果、利用上の効果、一応、入れるのですから制約掛かりますよね。

農振の区域に入れる訳ですから、今まで入っていなかったのを編入することによって効果をお尋ねしたいと思います。

農業振興課 農政係長

ただ今、議案番号62・63・64の農振地域への編入の件でご質問があっているかと思えます。

現在こちらにありますとおり、地目は畑として、利用はされていた所ですが、農業振興地域内の農用地としての位置付けはなかった所です。今回新たに、中山間地域の事業が、国のほうでございまして、その事業に取り組むにあたって、農業振興地域内の農用地であることという事業要件がございまして、その事業を活用することによって、この中山間での果樹の栽培をさせていただくということで、地域、白石町内の農地の果樹の栽培が盛んに振興できるということもございまして、そういった意味で、農業振興地域内の農用地としての編入を議案として挙げさせていただいております。

○番 わかりました。ありがとうございます。

議長 ほかにないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。編入の議案番号第62号から第64号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、編入の議案番号第62号から64号は当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第65号＝

議長 続きまして、5. 議案番号第65号「令和4年白石町農用地利用集積計画(3号)

の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 65 号の「令和 4 年白石町農用地利用集積計画（3 号）について」ご説明いたします。

はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は 4 件となっております。

詳細は 1 ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 3 ページに相対での設定が 11 件、4 ページから 7 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 32 件、合わせて 43 件の計画が提出されており、賃借権設定が 42 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。

区分の内訳として新規が 35 件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが 16 件ありました。再設定は 8 件でした。

今回の利用権の総面積は 269,023 m²です。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 47 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議をします。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 65 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 65 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 次に、利用権設定について審議します。

これについては、議事参与の制限がございまして、○番〇〇委員は、該当する整理番号では発言を控えてください。

それでは、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 65 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 65 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 66 号 ～ 議案番号第 78 号＝

議長 続きまして 6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

まず、農地の売渡し希望、議案番号第 66 号から議案番号第 77 号、農地の借受希望、議案番号第 78 号を続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。

議案番号第 66 号、農地の売渡し希望でございます。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、福吉北中の〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、67 ページから 68 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 67 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、北揚の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、69 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 68 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新観音の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、70 ページから 73 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 69 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、74 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 70 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、75 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 71 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、75 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 72 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新盛の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、76 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 73 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、日登の〇〇氏です。
申請理由は、園芸団地整備事業に係る貸付または売渡しのための農地処分でございます。
議案の位置図は、77 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 74 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、大和の〇〇氏です。
申請理由は、園芸団地整備事業に係る売渡しのための農地処分でございます。
議案の位置図は、77 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 75 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新明 2B の〇〇氏です。
申請理由は、園芸団地整備事業に係る貸付または売渡しのための農地処分でございます。
議案の位置図は、77 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 76 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新明 2B の〇〇氏です。
申請理由は、園芸団地整備事業に係る貸付または売渡しのための農地処分ござ

います。

議案の位置図は、77 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 77 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、原田の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、78 ページをご覧ください。

議案番号第 78 号。農地の借り受け希望でございます。

希望農地は、東区、東六府方区等、希望面積は 1 ha～1.5ha でございます。作付
作目は、葉物類です。

あっせん申出者は、東区の〇〇氏です。

以上、議案第 66 号から議案第 78 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、よろしく願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく願いします。

議長 議案番号第 66 号から議案番号第 78 号まで、事務局の説明が終わりました。
あっせん委員 2 名の選任についてよろしく願いします。

議長 議案番号第 66 号。

委員 〇番〇〇委員、〇番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 67 号。

委員 〇番〇〇委員、〇番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 68 号は、遠太搦と御大典搦と新拓、3 つに分かれておりますので、それぞれ委員の方の氏名をお願いしたいと思います。

委員 〇番〇〇委員と、遠太搦は〇番〇〇委員、御大典搦も同じく〇番〇〇委員、新拓は、〇番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 69 号。

委員 〇番〇〇委員、〇番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 70 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 71 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 72 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 73 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 74 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 75 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 76 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 77 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 78 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 66 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 67 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 68 号

遠太捌 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

御大典捌 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

新拓 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 69 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 70 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 71 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 72 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 73 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 74 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 75 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 76 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 77 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 78 号は、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者は、議案書に書いておりますので確認をします。

議案番号第 66 号は、〇〇。

議案番号第 67 号は、〇〇。

議案番号第 68 号は、〇〇。

議案番号第 69 号は、〇〇。

議案番号第 70 号は、〇〇。

議案番号第 71 号は、〇〇。

議案番号第 72 号は、〇〇。

議案番号第 73 号は、〇〇。

議案番号第 74 号は、〇〇。

議案番号第 75 号は、〇〇。

議案番号第 76 号は、〇〇。

議案番号第 77 号は、〇〇。

議案番号第 78 号は、〇〇でございます。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務

連絡をお願いします。

事務局 （事務局より業務連絡事項について説明）

業務連絡事項

- 1 令和4年 第4回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 20 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員